

学校法人昭和薬科大学寄附行為 新旧対照表

改 正	現 行
<p>学校法人昭和薬科大学寄附行為</p>	<p>学校法人昭和薬科大学寄附行為</p>
<p>第 1 章 ～ 第 2 章 (略)</p>	<p>第 1 章 ～ 第 2 章 (略)</p>
<p>第 3 章 役員及び理事会</p>	<p>第 3 章 役員及び理事会</p>
<p>第 5 条～第 19 条 (略)</p>	<p>第 5 条～第 19 条 (略)</p>
<p>(議事録)</p>	<p>(議事録)</p>
<p>第 20 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。</p>	<p>第 20 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。</p>
<p>2 議事録には、<u>出席した理事及び監事全員が署名捺印し</u>、常にこれを事務所に備えておかなければならない。</p>	<p>2 議事録には、<u>出席した理事全員が署名押印し</u>、常にこれを事務所に備えておかなければならない。</p>
<p>3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。</p>	<p>3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。</p>
<p>第 21 条 (略)</p>	<p>第 21 条 (略)</p>
<p>第 4 章 評議員会及び評議員</p>	<p>第 4 章 評議員会及び評議員</p>
<p>第 22 条 (略)</p>	<p>第 22 条 (略)</p>
<p>(議事録)</p>	<p>(議事録)</p>
<p>第 23 条 第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 2 項中「<u>出席した理事及び監事</u>全員」とあるのは、</p>	<p>第 23 条 第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 2 項中「<u>出席した理事</u>全員」とあるのは、「<u>議長及び</u></p>

<p><u>「議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席した監事」</u>と読み替えるものとする。</p> <p>第 24 条～第 30 条 (略)</p> <p>第 5 章 ～ 第 8 章 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日 (令和 4 年 9 月 21 日) から施行する。</p>	<p><u>出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上</u>と読み替えるものとする。</p> <p>第 24 条～第 30 条 (略)</p> <p>第 5 章 ～ 第 8 章 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><b>(新 設)</b></p>
---	---